

箕面市訓令第七十一号

庁中一般

箕面市後援名義の使用に関する要綱を次のように定める。

令和六年十月二十五日

箕面市長 原 田 亮

箕面市後援名義の使用に関する要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、箕面市の後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱において「後援名義」とは、市長が、団体の行う事業に対し、その趣旨に賛同し、及び応援の意を表して支援するため、使用を認める箕面市の名義をいう。

（対象となる団体）

第三条 後援名義の使用を承認することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

一 国又は地方公共団体

二 国又は地方公共団体を構成員とする団体

三 市内の活動実績を有する現に活動する団体であつて、当該団体が定めた定款、規約、会則その他これらに準ずるものにより運営される設置目的が明らかな団体

四 前三号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

一 箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）第二

条第一号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第三号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

二 第八条の規定により後援名義の使用の承認を取り消された団体又は第十一条の規定による報告を行わなかった団体のうち、市長が後援名義を使用させることが不適當であると認める団体

三 前二号に掲げるもののほか、市長が後援名義を使用させることが不適當であると認める団体

（対象となる事業）

第四条 後援名義の使用を承認することができる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事項のうち、事業の内容及び団体の状況を考慮して市長が特に必要がないと認めるものは除くものとする。

一 市の施策の推進に寄与すること。

二 公共の福祉の向上に寄与し、及び公益性を有すること。

三 市内で実施する事業であること。

四 広く市民を対象とすること。

五 営利を目的としないこと。

六 市内で一回以上実施した実績のあるものであること。

七 政治的又は宗教的活動その他これらに準ずる活動を伴わないこと。

八 暴力団、箕面市暴力団排除条例第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団等」という。）の利益又は利益となるおそれがないこと。

九 後援名義の使用を承認すべきでない特段の事情がないこと。

（使用の申請）

第五条 後援名義を使用しようとする団体は、事業を実施する日の一月前

までに、後援名義使用申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、添付の必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

一 後援名義を使用しようとする事業で直近の後援名義を使用した当該事業の実施内容がわかる書類

二 定款、規約、会則その他これらに準ずる書類

三 団体の代表者、役員その他主要な構成員がわかる書類

四 団体の活動実績がわかる書類

五 その他市長が必要と認める書類

（使用の承認等の通知）

第六条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、後援名義の使用を承認するときは後援名義使用承認通知書（様式第二号）により、後援名義の使用を承認しないときは後援名義使用不承認通知書（様式第三号）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

（使用の条件等）

第七条 市長は、前条の規定による承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

一 前条の規定による承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の実施において生じた事故、災害及び損害については、承認事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）の責任で処理すること。

二 承認事業を中止し、又は承認事業の内容を変更する場合は、事前に市長に届出を行い、その承認を受けること。

三 市長の求めに応じ、書類その他の物件の提出又は提示をすること。

四 暴力団等に対し利益を供与しないこと。

五 この要綱に定める事項を遵守すること。

六 その他承認事業の内容に応じて市長が特に必要と認める条件

2 市長は、実施団体に対し、前項の規定により付した条件に関し必要な指示を行うことができる。

（承認の取消し）

第八条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。この場合において、実施団体に損失が生じたときは、市は、その損失を補償する責任を負わない。

一 後援名義の使用を承認した後において、第三条及び第四条に規定する承認の要件に該当しないことが判明したとき。

二 虚偽又は不正な手段により、後援名義の使用の承認を受けたと認められるとき。

三 前条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

四 前条第二項の規定による指示に従わないとき。

五 その他後援名義を使用させることが不相当と認めるとき。

（後援名義の無断使用）

第九条 市長は、後援名義が無断で使用されたときは、直ちに事業の主催者等に書面又は口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

（免責）

第十条 市は、後援名義の使用によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

（報告）

第十一条 実施団体は、承認事業の終了後一月を経過する日までに、事業結果報告書（様式第四号）に次に掲げるものを添えて市長に報告しなければならぬ。

一 承認事業のポスター、チラシ、パンフレットその他の広告物のうち、後援名義が記載されたもの

二 承認事業の参加者に配布した書類（初めて実施した承認事業であつて、当該書類を配布した場合に限る。）

三 その他市長が必要と認めるもの

（委任）

第十二条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和六年十一月三十日までの間に実施する事業に係る第五条の規定の適用については、同条中「事業を実施する日の一月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。